

## 法定代理受領とは？

平成27年4月1日に施行されました子ども・子育て支援制度により保育所等を利用する場合に保護者の皆さまは「施設型給付費」の支給認定を受けることになりました。

この施設型給付費は、支給認定を受けた者が保育所等を利用した場合に、保育所等が教育・保育に要する費用の全部又は一部を「個人給付」として国・茨城県・大子町が利用者（保護者）に支払う制度となっております。【イメージ図1】

ただし、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、実際は保護者の皆さまは保育料を保育所等に支払い、残りを施設型給付費として国・茨城県・大子町から保育所等に直接支払われます。【イメージ図2】 この仕組みを「法定代理受領」といいます。

